

○海洋汚染等防止法検査心得 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行	備考
<p>II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則</p> <p>附則(平成22年国土交通省令第37号)</p> <p>附則(平成22年国土交通省令第37号)</p> <p>「同一の型式の原動機」とは、次に掲げる事項((4)及び(7)以外の事項にあつては、<u>原動機取扱手引書に記載された事項とする。</u>)が同一である原動機をいう。</p> <p>(1) <u>型式番号(原動機を設計した者が同一であるものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>定格出力</u></p> <p>(3) <u>定格回転速度</u></p> <p>(4) <u>使用形態(国際大気汚染防止証書(IAPP 証書)の追補の2.2.1の表中の「使用形態」の欄に記載されるものをいう。)</u></p> <p>(5) <u>シリンダ数</u></p> <p>(6) <u>燃料システム形式(燃料噴射制御ソフトウェアを装備する場合にあつてはそのソフトウェアを含む。)</u></p> <p>(7) <u>国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP 証書)を受有しない原動機にあつては、次に掲げる事項</u> <u>(イ) 燃料ポンプの型式、燃料噴射時期及び燃料噴射ノズルの型式</u> <u>(ロ) 給気システムの構成及び配置(過給機を装備する場合にあつてはその型式、補助プロアを装備する場合にあつてはその仕様を含む。)</u>並びに<u>給気冷却システムの冷却媒体</u></p> <p>(8) <u>国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP 証書)を受有する原動機にあつては、属する原動機ファミリー又は原動機グループ</u></p>	<p>II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則</p> <p>附則(平成22年国土交通省令第37号)</p> <p>附則(平成22年国土交通省令第37号)</p> <p>「同一の型式の原動機」とは、<u>原動機取扱手引書において原動機製作者、原動機の型式番号、試験サイクル、定格出力、定格回転速度、窒素酸化物放出基準値及び原動機の窒素酸化物放出値が同一である原動機をいう。</u></p>	

<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得</p> <p>附則(平成16年国土交通省令第93号)</p> <p>(原動機の改造)</p> <p>附24.0 (a) 第1号括弧書きの「同一と認められる原動機」とは、次に掲げる原動機をいう。</p> <p>(1) <u>国際航海に従事する船舶に設置された原動機</u>にあつては、「II 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」附2.0(a)の(1)から(7)までの事項が同一の原動機</p> <p>(2) <u>国際航海に従事する船舶以外の船舶に設置された原動機</u>にあつては、1シリンダ当たりの排気量が<u>換装前の原動機の85%以上115%以下</u>である原動機</p>	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得</p> <p>附則(平成16年国土交通省令第93号)</p> <p>(原動機の改造)</p> <p>附24.0 (a) 第1号括弧書きの「同一と認められる原動機」とは、<u>1シリンダ当たりの排気量が換装前の原動機の85%以上115%以下</u>である原動機をいう。</p>
<p>附 則</p> <p>この通達改正は、平成26年1月1日から適用する。</p>	